(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。)に 基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

> 7 長地環第 5-5 号 令和 7 年(2025 年)10 月 10 日 長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの (○を付す)
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	0
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書 (写)	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

2 公表する事項							
事項		内容					
氏名及び住所		株式会社長野環境保全センター 代表取締役 勝亦 豪志 長野県中野市大字立ケ花 855 番地					
申請	の区分(Ⅰ)	産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可					
	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字新井字若宮境 363 番 1、363 番 10					
	②廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物(廃太陽光パネル)の粉砕・分離施設					
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、廃太陽光パネルに限る。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。					
	④廃棄物の処理施設の処理能力	1.68 t/日 (0.21 t/h: 8時間稼働)					
条例第37条	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新 圧縮梱包する産業廃棄物 : 廃プラスチック類、金属 くず 粉砕・分離する産業廃棄 物: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 くず(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 くず(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは廃太陽光パネルに限る。) 以上、いずれも特別管理産					
		業廃棄物を除く。	業廃棄物を除く。				

条例第37条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲)中野市新井区、若宮区 (根拠)廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の 1(5)
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並 びにその根拠	(範囲)・中野市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所 若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠)条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第 1号
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明 会の開催日時及び場所	(日時) 令和7年8月3日(日) 午前10時から (場所) 長野県中野市大字新井363番地1 株式会社長野環境保全センター
	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦 覧場所、期間及び時間	(場所)長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間)令和7年10月11日(土)~令和7年10月24日 (金)(土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間)午前8時30分~午後5時

3 提出できる意見

今回提 出でき る意見	根拠	対	象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
0	第 37 条	○第 36 条第 1 項の対 市町村長○第 36 条第 1 項の対 住民		○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15 号	提出期限 令和7年10月24日(金) 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野南県 町686-1 長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課

^{*「}今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。